

富里市デマンド交通キャロリン号利用者規約

(趣旨)

第1条 本規約は、市が運行するデマンド交通キャロリン号（以下「デマンド交通」という。）の利用者の適正利用に関する必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デマンド交通 事前登録制及び完全予約制で運行する乗合タクシーをいう。
- (2) 乗降ポイント デマンド交通における指定乗降場所をいう。
- (3) 乗降ポイント方式 乗降ポイントと乗降ポイントの間を運行する運行方式をいう。
- (4) ドア・ツー・ドア方式 デマンド交通の出発地又は目的地が利用者の自宅となる運行方式をいう。

(利用対象者)

第3条 デマンド交通の利用対象者は、市内に住所を有する者並びに市外から市内の学校へ通学する目的で利用する児童及び生徒で、市が定める利用条件を満たした者とする。ただし、利用者を介助する目的のために同乗する者（以下「介助人」という。）にあっては、この限りでない。

- 2 デマンド交通の利用対象者は、1人でデマンド交通車両に乗降可能である者とする。ただし、介助人の介助があれば乗降できる場合は、この限りでない。
- 3 未就学児がデマンド交通を利用する場合は、保護者が同伴することを利用の条件とする。
- 4 市外から市内の学校へ通学する児童及び生徒の利用条件については、別に定める。

(運行範囲)

第4条 デマンド交通の運行範囲は、富里市内全域及び近隣市町乗降ポイントと市内乗降ポイント間（ドア・ツー・ドア方式が利用可能な利用者は、自宅も可）とする。

(利用運賃)

第5条 1乗車1人当たりの運賃は、別表に掲げるとおりとする。ただし、保護者が同伴する未就学児は、無料とする。

(支払方法)

第6条 利用運賃は、乗務員に支払うものとする。

- 2 利用運賃の支払方法は、現金又は回数券に限る。
- 3 回数券は、デマンド交通の車内で乗務員が販売する。
- 4 乗務員は、利用者から申出があった場合は、領収書を発行する。
- 5 領収書の発行は、現金収受があった場合のみとし、現金以外での利用時には発行しない。

(利用手順)

第7条 デマンド交通は、事前に利用者登録を行った上で、予約専用回線に電話予約をして利用するものとする。

- 2 利用者登録の費用は、無料とする。
- 3 利用者登録の手続は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 企画財政部経営戦略課（以下「経営戦略課」という。）に登録の申込みを行うこと。申込みは、経営戦略課窓口、電話、FAX及び電子メールにて受け付けるものとする。
 - (2) 経営戦略課窓口及び電話での登録受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - (3) 登録には受付から数日の時間を要する場合がある。
 - (4) 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに経営戦略課へ変更事項の届出を行うこと。
- 4 電話予約及び利用の手続は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 利用するときは、デマンド交通予約センターに電話をして予約を取ること。
 - (2) 予約時に氏名、利用する日時、出発地、目的地等を申し出ること。
 - (3) デマンド交通予約センターの開設時間は、午前8時から午後6時30分までとする。
 - (4) 1便から4便まで（午前7時から午前8時30分まで）を利用する場合は、前日までに予約すること。
 - (5) 予約については、乗車日の2週間前から当日の乗車予定時間の30分前までに予約受付を完了すること。
 - (6) 予約をキャンセルする場合は、乗車予定時刻の30分前までに必ずその旨をデマンド交通予約センターに連絡すること。

(利用者の禁止事項)

第8条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の座席を塞ぐような大きな荷物や大量の荷物を車内に持ち込むこと。ただし、予約時に申し出たトランクルームに収容可能な折り畳みのできる車椅子、シルバーカー等を除く。

- (2) 乗車した後に、行き先の変更、途中降車等の要望を申し出ること。
- (3) 飲酒後の泥酔若しくは酩酊状態で乗車し、又は車内で喫煙すること。
- (4) 車内を汚損し、又は汚損するおそれがある不潔な服装で乗車すること。
- (5) 乗合について理解又は協力せずに他の利用者の迷惑となる行為をすること。
- (6) 乗務員への不当な要求、暴言、暴行等により安全な運行を妨げること。
- (7) 暴力団等の反社会的勢力に属している者の利用又はそれらとのつながりをほのめかすこと。
- (8) デマンド交通の運行を妨害するおそれのある行為をすること。
- (9) 1人での乗降が困難な者が、介助人を伴わずに乗車すること。
- (10) みだりに予約のキャンセルを繰り返すこと。
- (11) 愛玩動物等（盲導犬、介助犬等の支援動物を除く。）を持ち込むこと。
ただし、ケージに入れ、自身の膝の上で保持できる大きさであって、予約時の申出がある場合は、持込みを認める。
- (12) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第52条に定める持込禁止物及び安全運行を妨げるおそれのある物又は車内外を汚損し、若しくは損壊するおそれのある物を持ち込むこと。
- (13) その他本規約又は公の秩序若しくは善良な風俗に反すると認められるような行為をすること。

2 利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行い、市が今後適正に利用することが困難と判断した場合は、当該利用者に対して本サービスの利用を停止し、若しくは禁止し、又は利用者登録を取り消すことができる。

（本規約の変更）

第9条 市は、必要と認めるときは利用者へ予告なく本規約を変更できる。この場合は、変更後の規約が適用されるものとする。

（本規約の公表）

第10条 本規約は、富里市公式ホームページに掲載するものとする。

（補則）

第11条 本規約に定めるもののほか、デマンド交通の適正運行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和5年10月25日から施行する。

別表（第5条関係）

乗降ポイント方式	大人	市内	300円
		市外	500円
	小学生	市内	100円
		市外	300円
	(1) 後期高齢者	市内	150円
	(2) 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」という。）又は運転経歴証明書の交付を受けている者	市外	250円
		障害者手帳の交付を受けている小学生	市内
	市外		150円
ドア・ツー・ドア方式	市内	400円	
	市外	600円	